

平成 29 年 7 月 27 日
株式会社住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 29 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 29 年 10 月 15 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P38 3 営業保証金の還付と追加供託 上 1 行目	宅建業に関し業者と取引した者が、	宅建業に関し業者と取引した者(宅建業者を除く)が、
P202 真ん中の表の中 例外の欄を右に変更	以下の場合は、検査済証の交付前でも使用できる ①特定行政庁が、安全上、防火上および避難上支障がないと認めたとき ②建築主事または指定確認検査機関が国土交通大臣の定める基準に適合していることを認めたとき ③工事完了検査申請が受理された日から 7 日を経過したとき	
P205 表内 ⑩	キャバレー・料理店・ナイトクラブ	キャバレー・料理店
P205 表内 ⑪	映画館（客席 200 m ² 以上）	映画館・ナイトクラブ（客席 200 m ² 以上）

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P210 上 9 行目	住宅の用に供する部分	住宅・老人ホーム等の用に供する部分